

令和8年3月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
京都府労働局登録教習機関京第7号
(登録有効期間 令和9年11月21日)

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第12号の規定により、高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)を行う場合は、事業主は技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を配置しなければならないことになっております。京都労働局登録教習機関であります当支部において、下記により技能講習会を実施しますので必要な方はこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日程

日程	時間	集合	講習会場
令和8年 5月21日(木) ～22日(金)	9:00 ～17:00	8:45～	京都府立口丹波勤労者福祉会館2F 住所 南丹市八木町西田金井畠9番地 電話 0771-42-5484 交通 JR嵯峨野線 八木駅下車徒歩20分

2. 受講料等

15,180円(内訳:受講料13,200円、テキスト代1,980円:税込)

※受講料+テキスト代の合計金額を申込期日までに次の振込先のいずれかに入金願います。
なお、振込手数料の御負担をお願いいたします。

また、領収書は、事務所窓口での現金お支払い以外は、原則発行いたしません。

登録番号:T2010405001854

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

【振込先】

京都中央信用金庫三条支店 普通預金 0515060

林業業労災防止協会

(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)

京都銀行二条駅前支店 普通預金 1055624

林業・木材製造業労働災害防止協会

(リングョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)

3. 受講資格

満18歳以上で、はい付け又ははい崩し作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 講習内容

【学科教育 12 時間】

- ① はいに関する知識 ② 人力によるはい付け又は、はい崩しの作業に関する知識 ③ 機械等によるはい付け又は、はい崩しに必要な機械荷役に関する知識 ④ 関係法令

【修了試験 1 時間】

5. 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

TEL 075-802-2991

6. 定員 40名 ※定員に達しましたら申し込みを終了します。

7. 申込方法

電話により仮予約して頂いた上で、別紙申込書に写真を貼付、必要事項を記入し、受講料の振込証明書等の写しと別途写真1枚を添えて郵送願います。(事務所への直接持参も可能です。)

なお、持参の場合は、窓口で受講料の支払い可。

※写真のサイズ(タテ3.6cm×ヨコ2.5cm:ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可、裏面に氏名を記入)

8. 申込期間

令和8年3月19日から令和8年4月30日までに手続きを完了してください。

9. その他

- ① 申込者には、後日受講票(ハガキ)を送付します。(講習日の5日前までに届かない場合は連絡してください。)
- ② **当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。**
- ③ テキストは講習会場でお渡しします。
- ④ 昼食は、各自用意してください。
- ⑤ 修了証は、修了試験の合格者に後日(2週間以内に)郵送します。
- ⑥ **受講申込締切後に受講者の都合で参加を取り消される場合、受講料等は返却いたしかねますので御了承ください。**
- ⑦ 講習科目の一部免除の資格を有する方を対象とする講習会ではありません
- ⑧ 受講申込が少ない場合は中止することがあります。
- ⑨ 不明の点は申込先へお問い合わせください。

10. おことわり

講習会当日、発熱等の風邪や咳・咽頭痛のような症状がみられるときは受講を控えていただきますよう御協力願います。

マスクの着用は、個人の判断に委ねますが、質疑等を座席で発言する場合や講習会場で大きな声で話す場合は、着用願います。